

全員協議会資料

「(仮称) まちづくり会社」の設立と「まちづくり会社」への出資
に 関する条例の制定について

令和 8 年 6 月 2 4 日
まちづくり推進課政策推進グループ

「(仮称) まちづくり会社」の設立と「まちづくり会社」への出資に関する条例の制定について

1. 二地域居住の推進と活躍人口

二地域居住とは、複数の地域を行き来しながら暮らすライフスタイルで、町では二地域居住者を「活躍人口」と定義し、居住の有無を問わず町内で労働・消費・投資の提供で町に貢献する人材の獲得を図る。

二地域居住



厚真町の考える活躍人口



2. まちづくり会社とは？

人口減少社会において、二地域居住の取り組みを推進することにより地域活力の維持を図ることを目的に、そのかじ取り役として二地域居住などの取り組みに実績を有する企業（特定居住支援法人）と町の共同出資により設立する株式会社をいう。

3. まちづくり会社の主な事業内容

① 旅行・マーケティング事業

ローカルベンチャーや一次産業をテーマに、大都市圏の個人・法人を対象としたツアーの企画・実施

- 観光・二地域居住の実態調査・計画
- 滞在・体験コンテンツの造成・販売（合宿、修学旅行、企業研修等）
- 旅行・宿泊事業（宿泊施設運営）

② 二地域居住事業

拠点施設の管理を軸に、デュアルライフ・デュアルステイプログラムの企画・実施

- 二地域居住コンシェルジュ
- 二地域居住関連施設運営・管理（二地域居住者用住宅、サテライトオフィス など）
- 複業人材マッチング

③ 不動産事業

不動産仲介や空き家活用などの企画・運営

- 住まいにかかる相談
- 空き家の発掘・活用
- 中間管理住宅の運営・管理
- 分譲地販売

4. まちづくり会社設立及び出資のスケジュール

6月 町 ・議会への説明（全員協議会）

会社 ・定款の作成
・会社名の決定
・出資企業の決定

7月 町 ・会社の設立及び出資に関する基本協定の締結

・出資条例提案・議決（次回議会）
・株式引受契約締結（条例制定後）
・出 資（条例制定後）

会社 ・公証役場による定款の確認・認証
・会社口座開設
・出資金の募集
・会社の設立

5. 会社への出資に関する条例の制定について

① 経緯・趣旨

全国的に人口減少が加速する中、特に小規模自治体における人口減少は、「地域経済を含め地域全体が縮小する」という深刻な状況を招きかねません。

そうした状況下において二地域居住の取り組みは、居住の有無にとらわれず、複数の地域で活躍する人材の確保により、人口減少の影響を最小限に食い止めるための重要な施策となります。

しかし、行政のみでこの取り組みを推進するためには、事業推進のためのノウハウや職員確保など、持続的に運営するためには多くの課題が想定されることから、町と企業の共同出資により二地域居住の取り組みに特化した株式会社を設立し、企業の持つ経験と知見を活かすことにより、町の将来的な発展のための事業展開を図るものです。

② 条例の構成

- 第1条 目的
- 第2条 出資の対象
- 第3条 出資
- 第4条 経営状況の報告等
- 第5条 経営の健全化
- 第6条 委任

イ. 目的 [第1条]

この条例は、厚真町における関係人口の創出及び地域の活性化を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、株式会社〇〇〇（以下「会社」という。）に対し、本町が出資を行うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

ロ. 出資の対象 [第2条]

本町が次条の規定により出資を行う対象は、会社とする。

ハ. 出資 [第3条]

本町は、会社に対し予算の範囲内において出資を行うものとする。

ニ. 経営状況の報告等 [第4条]

町長は、会社に対し毎事業年度の終了後、速やかに当該事業年度の事業報告書及び決算書（これらに準ずるものを含む。）の提出を求めるものとする。

2 会社は、その経営に重大な影響を及ぼす事案が発生したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

ホ. 経営の健全化 [第5条]

町長は、会社の経営が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認めるときは、会

社に対し、経営の改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

へ. 委任〔第6条〕

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。